# 人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業
# 拠点機関におけるデータ共有基盤の構築・強化委託業務
# 令和元年度（2019 年度）公募要領

令 和 元 年 7 月 1 日
独立行政法人日本学術振興会

**【基本的事項】**

## １．本事業の目的等

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業（以下「本事業」という。）は、人文学・社会科学研究に係るデータを分野や国を越えて共有・利活用する総合的なシステムを構築することにより、研究者が共にデータを共有しあう文化を醸成するとともに、国内外の共同研究等を促進し、もって人文学・社会科学の振興を図ることを目的としております。

## ２．本事業における委託業務について

今回委託する「拠点機関におけるデータ共有基盤の構築・強化委託業務」（以下「本委託業務」という。）は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が実施する本事業に組織として参画いただくとともに、一体となって事業運営に尽力いただける大学等の研究所等に自発的に取り組んでいただく委託業務です。大学等の研究所等には、関連分野において、これまでデータの管理・利活用に中心的役割を果たしてきた実績を活かして、広く人文学・社会科学系研究の基盤となり得るデータインフラストラクチャーの構築の重要拠点（拠点機関）として次の取組を実施していただきます。

ア．データアーカイブ機能の強化（共有化）
イ．海外発信・連携機能の強化（国際化）
ウ．データ間の連携を可能にする環境の整備（連結化）

また、取組の実施に当たっては、振興会が中心となって行う取組にも連携協力することを求めます。

本事業において振興会は、分野横断的なデータ利活用のシステムを構築するため、拠点機関の間の強力な連携協働により、次の取組等を実施します。

・データ共有、利用、権利関係等の共通ガイドラインの策定
・分野横断的、総合的なデータカタログの整備
・公開シンポジウムの開催

## ３．今回の公募対象となる委託業務におけるデータの範囲

本委託業務が対象とするデータの範囲は、日本における人文学分野に関する研究のために取得・作成された電磁的記録とします。

なお、本事業は、人文学・社会科学分野を対象としていますが、社会科学分野については、昨年度に拠点機関を採択しているため、今年度の公募は行いません。

**【委託業務の具体的内容等】**

## ４．委託業務の実施形態

本委託業務の実施機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第２条に規定される研究機関（以下「研究機関」という。）に設置され、人文学分野のデータの収集・管理・共有・提供又はそれらの支援の経験を有する附置研究所及びセンター等（以下「研究所等」という。）とします。

実施に当たっては、振興会と採択された研究所等が所属する研究機関との間で委託契約を締結します。

なお、本公募は研究機関ごとに１件のみ応募を認めます。

## ５．委託業務の具体的内容

研究所等には、研究者が研究のために取得・作成したデータを、責任を持って保存し、かつ、他の研究者と共有することを支援するために、以下のアからウの取組を実施していただきます。

なお、初年度については、既に保有しているデータの現状を踏まえ、自研究所等が保有するデータに係る各取組（アからウ）について、優先的に実施してください。

また、２年度目以降については、初年度の取組を引き続き実施しつつ、自研究所等が保有するデータや取り扱うデータの特徴を考慮した上で、自研究所等以外が保有する既存データを収集し、各取組（アからウ）について実施してください。

なお、各取組（アからウ）には、取組の具体例を記載していますので、参考にしてください。

ア．データアーカイブ機能の強化（共有化）

データの散逸を防ぎ、利活用を促進するため、データアーカイブ機能の強化に資する取組を実施していただきます。

【具体的な取組例】

・データを長期的に保存・共有するためのシステム構築・環境整備 ※1
・オンラインツールによるデータ分析環境の提供 ※2
・データを広く利用されるようにするための利用条件の整備（著作権等の権利関係の明示など、再利用可能な利用条件の付与等）
・データカタログの整備、データと研究成果・論文等との関連づけ、DOI の付与

※1例えば、情報機器・ソフトウェアの世代交代に伴うデータフォーマットの変換、保存用データフォーマットの開発、データ・レポジトリとしての認証の取得等の取組が想定されます。

※2採択後、振興会が別途開発中のオンライン分析システムと開発内容について調整を行う場合があります。

イ．海外発信・連携機能の強化（国際化）

国際的なデータの利活用に応えるため、拠点機関ウェブサイトを英語化する等、データを海外の研究者に提供する活動、あるいは、そのために海外機関と提携する活動を行っていただきます。

【具体的な取組例】

・データ及びメタデータの性質等に応じた英語版作成、（必要に応じた）多言語化
・国際比較データ及びメタデータの作成、並びに海外機関への提供又はその支援
・海外機関と連携したデータ共有・利活用に関するシンポジウムなどの開催

ウ．データ間の連携を可能にする環境の整備（連結化）

データを活用した人文学・社会科学研究の発展に向けて、既存データを連携可能なデータとするための編集・加工に関する取組を実施していただきます。

【具体的な取組例】

・複数データによる調査研究等の学術利用促進の環境整備
・特定の地域を対象にして時系列的な観点から累積・統合されたデータの作成
・特定の年代を対象にして地理的な観点から累積・統合されたデータの作成
・地名や行政区画の歴史的接続を可能にする対照表の整理

○ 留意事項

振興会が中心となって取り組む、分野横断的、総合的なデータカタログの整備に当たり、当該データカタログに各拠点機関のデータを掲載する際、メタデータの作成は振興会が定める基準に従っていただくことになりますので、御了承ください。

## ６．応募条件

以下の内容を今回の応募条件とします。

（１） 人文学分野に関するデータについて、十分な蓄積があること
（２） 人文学分野に関するデータについて、作成、管理、共有、提供又はそれらの支援の十分な実績があること
（３） 人文学分野に関するデータの作成、管理、共有、提供又はそれらの支援について、学会や研究会等における事例報告や研究等の実績があること
（４） 委託業務の取組の実施に求められる十分な管理能力を有する体制（事務組織による十分な支援体制を含む。）が整っており、研究所等として円滑な委託業務実施の長期的な見通しが確保されていること
（５） 複数年度に渡り拠点機関として行った取組を、関連分野研究者等の利用に供するための活動として委託期間終了後においても維持すること

## ７．委託業務実施に当たっての留意事項

（１）人文学分野に関するデータについて、作成、管理、共有、提供する際には、著作権等の権利問題が発生する可能性があることに十分注意してください。
（２）必要に応じて、次に掲げる専門職員等を配置してください。
① データ共有基盤の強化に当たり、データ及びそのアーカイブに係るマネージャー、ライブラリアン、アーキビストなど、研究者のデータ利用を支援する情報専門職、

又はそれに相当する者

② データに付加価値をつけることやデータを国際化、高度化するために必要な研究員や専門職員、又はそれに相当する者

③ IT 技術者など、高度なデータ利用環境の整備・構築を支援する者

（3）本委託期間において、各取組に必要な関連機器の機能向上を行っていただくことが可能です。

## ８．委託期間

契約締結日～令和５年（2023 年）３月 31 日

本委託業務の取組は、４か年度で実施していただくことを想定しておりますが、今回提出いただく業務計画提案書では、令和２年度までの業務計画及び令和３年度、令和４年度の業務の展望（※）を作成いただきます。

また、今回の業務計画提案書を基に拠点機関を選定し、令和３年３月 31 日まで委託します。令和３年度及び令和４年度の業務委託については、令和２年度に、令和３年度及び令和４年度の業務計画を提案していただき、令和２年度までの取組状況も考慮した審査を経た上で、令和５年３月 31 日まで委託を延長することとします。ただし、予算の状況により、委託期間を短縮する場合があります。

なお、年度毎に委託契約を締結します。

（※）令和３年度及び令和４年度の業務の展望については、人文学・社会科学研究分野のデータインフラストラクチャー構築へのアプローチは自研究所等が保有するデータの取組を踏まえつつ、自研究所等以外が保有するデータへの取組へと展開させることを求めるなど流動的な面があること、かつ、振興会及び各拠点機関のデータ共有化を図るシステムの設計状況を踏まえたデータインフラストラクチャーの構築に向けた取組を加速的に推進していただくことを想定しているため、本公募時点において執行計画の作成は求めないこととします。なお、それまでの取組状況及び新たな提案内容が、本事業の拠点機関の取組としてふさわしくないと判断された場合には、令和３年度以降については選定されない場合があります。

## ９．委託費

本委託業務の委託費は、「業務実施経費（直接経費）」及び「間接経費」から構成されます。

業務実施経費は、会計年度ごとに以下のとおりとします。

なお、一会計年度あたり、業務実施経費の 30%が間接経費として措置されます（外枠）。

ただし、最終的な委託費の額は、予算の状況等を勘案し、決定します。

| | 年度当たりの業務実施経費 | 予定数 |
|---|---|---|
| 令和元年度<br>（2019 年度） | 1,000 万円～1,500 万円程度 | １機関 |
| 令和２年度<br>（2020 年度）以降 | 1,500 万円～2,500 万円程度 | |

## １０．　拠点機関実施体制

拠点機関には、以下の者を配置するとともに、本委託業務の実施に適切な者を置いてください。

○業務主任者

本委託業務を実施する拠点機関には、研究所等に所属し、委託の取組を総括し、実施に係る責任を有する者を置いてください。

なお、以下の点に注意してください。

・競争的資金等に係る研究活動における不正行為又は不正使用により、振興会、文部科学省等から応募資格の停止措置を受けている研究者については、本委託業務に参画することはできません。

## １１．　業務実施経費

業務実施経費は、物品費、旅費、給与・謝金等、その他の経費に使用できます。詳細については、「委託費の経理管理について」（別添１）を参考として適切に管理してください。

**【応募に当たっての必要事項等】**

## １２．　応募方法等

本委託業務への応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）(注)により行っていただきます。下記の応募に必要な書類を提出期限までに、業務主任者の所属する研究機関を通じて振興会に提出してください。なお、業務主任者からの直接の応募は受け付けておりません。

e-Rad を利用した提出方法の詳細については、「１６．e-Rad を利用した応募方法について」を御覧ください。

（注）e-Radとは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

※e-Rad は平成 30 年 2 月 28 日（水）から、新システムに移行しました。
ユーザビリティ改善の観点から、画面デザイン、メニュー構成等が全面的に刷新されました。
新システムのマニュアルは、e-Rad ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/）に掲載しています。主な変更点についても記載しておりますので、必ず御確認ください。

（１）応募に必要な書類（業務計画提案書）

業務計画提案書は、e-Radポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp）又は振興会のウェブサイト（http://www.jsps.go.jp/ j-di/koubo.html）にて、ダウンロードしてください。

（２）提出期限

令和元年（2019 年）７月 31 日（水）17：00（厳守）

上記期限は、業務主任者の所属する研究機関から振興会へ e-Rad により業務計画提案書を提出する期限です。業務主任者が e-Rad 上で業務計画提案書をアップロードする期限ではありませんので、御注意ください。また、期限を過ぎた場合には受理できませんので、十分余裕を持って提出してください。

（３）応募の流れ

【業務主任者】
e-Rad ポータルサイトにアクセス
http://www.e-rad.go.jp

↓

【業務主任者】
e-Rad ポータルサイト又は振興会ウェブサイトから所定の様式をダウンロード

↓

【業務主任者】
所定の様式により業務計画提案書の作成

↓

【業務主任者】
e-Rad ポータルサイトで応募情報を入力した上、業務計画提案書ファイルを
アップロード
（業務計画提案書を所属研究機関に提出）

↓

【所属研究機関】
所属研究機関が業務計画提案書を承認し、提出
**＜締切 （７月 31 日（水）17：00）まで＞**

↓

【振興会】
受理

## １３． 選定について

応募のあった取組は、運営委員会で審査されます。審査は非公開で行われ、業務主任者が所属する研究機関から提出された応募書類をもとに、予算の範囲内で、以下に記載の審査の観点から総合的に判断し、業務委託対象研究所等を選定します。選定結果により、振興会が最終的な採否を決定します。

（１）審査

１）形式上の確認

提出された業務計画提案書が、要件を満たしていない、または要件に違反する場合は、審査対象から除外されることがあります。

２）個別書面審査

運営委員会による書面審査を実施します。

３）合議審査

書面審査の結果を踏まえ、運営委員会による合議審査を実施します。業務委託の対象となる研究所等の選定に際しては、必要に応じヒアリングを実施することとします。また、選定に当たり、応募機関に対して業務計画提案書の内容についての修正意見を付す

ことがあります。

（２）審査に当たっての方針、主な要素と観点

１）審査方針

人文学・社会科学分野において、研究所等がこれまでのデータの管理・利活用に中心的役割を果たしてきた実績を活かして、広く人文学・社会科学系研究の基盤となり得るデータインフラストラクチャーの構築の重要拠点（拠点機関）として業務を実施できる研究所等を選定します。

２）審査に当たっての主な要素と観点

①研究所等としての目的、拠点機関としての役割・意義等

・拠点機関としての役割・意義が、日本におけるデータの管理・利活用の現状に即して意義のあるものとなっているか。
・拠点機関として幅広い研究分野のデータの管理・共有・提供・支援に貢献できるか。
・拠点機関としての取組が、人文学又は社会科学分野の研究発展に貢献できるか。
・委託業務実施期間終了後においても、研究機関が複数年度に渡り拠点機関として行った取組を関連分野研究者等の利用に供するための活動として維持できると期待できるか。

②データの蓄積・活動実績

・人文学又は社会科学分野に関するデータについて、十分な蓄積があるか。また、自研究所等においてデータの取得・作成をしているか。
・人文学又は社会科学分野に関するデータについて、作成、管理、共有、提供又はそれらの支援の十分な実績があるか。
・海外の関連機関との提携又は連携についての実積があるか。
・近年のデータの管理の動向やデータの利活用の促進に関する調査又は活動実績があるか。
・データの管理・利活用に向けたセミナー等の活動実績があるか。
・人文学又は社会科学分野に関するデータの作成、管理、共有、提供又はそれらの支援について学会や研究会等における事例報告や研究等の実績があるか。

③業務実施体制、業務計画及び予算

・業務計画を総合的かつ効果的に推進できるまとまりのとれた体制となっているか。
・事務組織による委託業務の支援体制が整っているか。
・業務計画提案書の内容が、本委託業務の目的を踏まえた適切なものであるか。
・拠点機能の取組を遂行するための予算規模や積算内容が適切であるか。

（３）採否結果の通知

採否結果は、文書で通知します（９月中旬頃予定）。

## １４．　委託業務の取組の実施及び成果について

（１）業務実施計画書の提出（毎年度）

委託期間中毎年度、業務実施計画書を作成し、振興会に提出してください。なお、振興会と協議の上、修正を求めることがあります。

（２）委託業務実績報告書の提出（毎年度）

本委託業務については、研究機関と締結する契約に基づき、各会計年度終了後に「委託業務実績報告書」を提出しなければなりません。

（３）委託業務成果報告書の提出（委託期間終了後）

委託期間の終了後に「委託業務成果報告書」（日本語版・英語版）を提出しなければなりません。

## １５．　委託業務の終了について

次のいずれかに該当した場合は、委託を終了する場合があります。

・受託機関に事情の変更があり、委託業務の遂行が困難となった場合
・委託業務実施期間内において、６ヶ月以上委託業務が中断されていると判断された場合
・委託の目的に合致した業務が遂行されていないと判断された場合
・法令違反、不正行為（捏造、改ざん、盗用）や指導的立場を利用したセクシャルハラスメント等の非違行為、あるいは経費の不正な使用等が認められた場合（なお、この場合、経費の一部若しくは全部の返還等のしかるべき措置を行う。）

## １６．　e-Rad を利用した応募方法について

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行います。

（１）e-Rad の利用のための事前準備

１）研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までにe-Radに研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で１名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、e-Radポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

２）研究者情報の登録

研究機関は業務主任者の研究者情報を登録し、ログインID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

（２）e-Radを利用した応募

システムへの応募情報入力にあたっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マ

ニュアルを参照してください。業務主任者がe-Rad上で応募情報を登録し、業務計画提案書ファイルをアップロードした後に、研究機関がe-Rad上で承認することで応募となります。

１）e-Radでの応募情報登録について

業務主任者は、e-Radに以下の項目を入力し、応募情報登録を行う必要があります。

※これらの応募情報は、「不合理な重複又は過度の集中の排除」のため、府省の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む）間で共有されます。また、採択された研究所等については、＊印の付いた項目が振興会のウェブサイト等で公開されます。（公開される情報は、「２３．その他」の(1)を御覧ください。）

【研究情報の入力】

□課題ID

何も入力しないでください。

□研究開発課題名＊

「拠点機関におけるデータ共有基盤の構築・強化委託業務」と入力してください。

□研究期間＊

開始年度は「2019」、終了年度は「2020」を入力してください。（西暦４桁で入力してください。）

□研究分野

研究所等において作成、管理、共有、提供しているデータの主分野、副分野について、システムに表示される一覧を参照の上、選択してください。

□研究キーワード

主分野、副分野について、システムに表示される一覧を参照の上、選択してください。

□研究目的＊

研究所等としての目的、拠点機関としての役割及び本事業応募の意義等について、概要を簡潔に（数行程度）入力してください。記載内容は業務計画提案書の「１．研究所等としての目的、拠点機関としての役割及び本事業応募の意義等」の（概要）と同一で構いません。

□研究概要＊

業務計画の概要を簡潔に（数行程度）入力してください。記載内容は業務計画提案書の「４．業務計画」の（概要）と同一で構いません。

【研究経費の入力】

□研究経費＊

業務計画提案書の「６．業務実施経費所要見込」に記入している各年度の業務実施経費を費目ごとに千円単位で入力してください。

【研究組織の入力】

「業務主任者」及び「本委託業務の取組に関わる教員や研究員、専門職員等（研究者番号を持つ者）」について記入してください。なお、「本委託業務の取組に関わる教員や研究員、専門職員等」は、e-Rad上では「研究分担者」と表記されますので、御注意ください。

□専門分野

当該研究者等の専門分野を入力してください。

□役割分担

業務主任者については、「業務主任者」と入力してください。本委託業務の取組に関わる教員や専門職員等については、「○○担当者」と入力してください。

□直接経費

令和元年度に業務主任者、本委託業務の取組に関わる教員や研究員、専門職員等に業務実施経費を配分する額を千円単位で入力してください。

【申請・受入状況の入力】

□e-Rad上に登録されている研究者の採択状況及び申請状況が表示されます。エフォート率の修正が必要な場合は画面の指示に従ってください。

【添付ファイルの指定】

□業務計画提案書の電子ファイル（PDF形式）を選択してください。

２）業務計画提案書のアップロードの留意点

① アップロードできる業務計画提案書は１ファイルで、最大容量は10MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。

② 作成した業務計画提案書は、PDF形式でのみアップロード可能となっています。（e-Radには、WORDや一太郎ファイルのPDF変換機能があります。また、お使いのPCで利用できるPDF変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。）

③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、業務主任者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない応募は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに業務主任者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、日本学術振興会研究事業部研究事業課企画・人社係まで連絡してください。

３）応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び業務計画提案書・記入要領を熟読の上、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差し替えは固くお断りします。また、応募書類の返却はしません。

（３）e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/）から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

（４）e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

（５）e-Rad からの内閣府への情報提供等

第５期科学技術基本計画（平成28年１月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された取組に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

## １７．　「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本委託業務への応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年２月 18 日改正）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを御参照ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

## １８．　研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

本委託業務の契約に当たり、業務主任者が所属する研究機関は、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の委託業務の実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託契約を締結する前までに、研究機関か

ら文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 31 年４月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを御覧ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常２週間程度を要しますので、十分御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。

【URL】 https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

## １９．「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本委託業務への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年８月 26 日文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを御参照ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

## ２０．「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本委託業務の契約に当たり、研究代表者が所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の委託業務の実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託契約を締結する前までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 31 年４月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関に

ついても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトを御覧ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常２週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。

【URL】 https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

## ２１．「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本委託業務において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

（１）契約の解除等の措置

本委託業務内において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（２）交付の制限等の措置

本委託業務内による報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、本委託業務への交付の制限等の措置を講じます。

また、交付の制限等の措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（３）競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本委託業務への交付を制限します。

（４）不正事案の公表について

本委託業務において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則

公表します。また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。
【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

## ２２．　研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本委託業務に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

応募した業務計画提案が採択された後、委託契約手続きの中で、受託機関は、本委託業務に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

## ２３．　その他

（１）応募書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び振興会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、本委託業務の業務のみに利用します。

なお、採択された委託業務に関する情報（事業実施予定期間、業務実施研究機関名、業務実施研究所等名、業務主任者の氏名・職名、予算額、研究所等としての目的、拠点機関としての役割及び本事業応募の意義等の概要、本委託業務の取組の実施体制及び業務計画の概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律 140 号）第５条第１号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとし、委託業務実施機関決定後に振興会のウェブサイト等において公開します。

（２）研究者等による研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等が認められた場合は、採択の決定を取消し、既に配分された委託費の一部又は全部の返還、及び振興会の所管するすべての研究資金を一定の期間交付しない等のしかるべき措置を行います。研究資金の不正な使用等に関する取扱いについては、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（別添２）を参照してください。

（３）researchmap（https://researchmap.jp/）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本委託業務主任者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

（４）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成２２年６月１９日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、１件当たり年間

３０００万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

【URL】http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

（参考）「第５期科学技術基本計画」

【URL】http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf

（５）本委託業務による研究成果論文のオープンアクセス化の推進について

振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属研究機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○日本学術振興会（実施方針）

【URL】http://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

【参考１：「オープンアクセス化」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考２：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※１）後（例えば６ヶ月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※２）又は研究者が開設する Web 等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※３）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法

② 研究コミュニティや公的機関が開設する Web に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法

③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※１「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※２「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※３「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

（６）公募要領・業務計画提案書の様式及び関連情報は、振興会のウェブサイトからダウンロードすることができます。

【URL】http://www.jsps.go.jp/j-di/index.html

（７）委託業務そのものに関する問い合わせは日本学術振興会研究事業部研究事業課企画・人社係にて受け付けます。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

| | | |
|---|---|---|
| 制度・委託業務に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ | 日本学術振興会<br>研究事業部研究事業課<br>企画・人社係 | di-hs@jsps.go.jp<br>03-3263-1106、4645（直通）<br>03-3263-1716（FAX） |
| e-Rad の操作方法に関する問合せ | e-Rad ヘルプデスク | 0570-066-877(ナビダイヤル)<br>午前 9:00～18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。 |

○ 人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業ウェブサイト
【URL】https://www.jsps.go.jp/j-di/index.html

○ e-Rad ポータルサイト
【URL】http://www.e-rad.go.jp/

別添1

# 委託費の経理管理について

標記のことにつきまして、下記により、委託費を適正に管理してください。

記

## １．委託費の経理

（１）受託機関が委託費の支払いを受け入れた場合は、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その内容を明らかにしておかなければなりません。これに関する証拠書類は、委託業務完了年度の翌年度から５年間保管してください。

　また、日本学術振興会（以下、「振興会」という。）から、この委託契約に関する証拠書類の閲覧の申し出があった場合には、これに応じなければなりません。

（２）委託費から利子等の収入が生じた場合は、当該委託契約の経費（間接経費を除く）として使用しなければなりません。また、支出報告に当たっても、当該収入を合算した額で報告してください。

　なお、これにより難い場合には、振興会に相談してください。

（３）適切な経理処理のため、委託費の額に不要が生じるおそれがある場合には、速やかに振興会と協議してください。（協議後、必要に応じて返納の手続きを行います。）

（４）委託費は消費税及び地方消費税を含みます。また、消費税額は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、委託費（業務実施経費及び間接経費）に 110 分の 10 を乗じて得た額です。

## ２．委託費の使途

委託費の使途は、以下を参考として適切に管理してください。

なお、経費の支出や手続き、取得した物品等の管理にあたっては、受託機関の規程等に従ってください。

（１）「業務実施経費」

「業務実施経費」は、「物品費」、「旅費」、「給与・謝金等」、「その他」の経費に区分します。

・物品費

　本業務に必要な物品（消耗品、設備備品等）を購入するための経費。

・旅費

　業務計画の遂行に必要な旅費（関連資料収集、各種調査、業務実施に関する打ち合わせ、業務実施に関するセミナー等の実施等）のための経費。

・給与・謝金等

研究者及び専門技術員・研究補助者等の人件費、業務実施への協力（資料整理、業務実施補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、関連資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、受託機関が契約の当事者となること）。

・その他

上記のほか本委託業務を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、会議費（会場借料、食事、弁当費用（アルコール類を除く））、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、委託業務成果発表費用（ホームページ作成費用、本委託業務の成果公開用パンフレット作成費用等）、租税公課）。

※支出できない経費

・建物等の施設に関する経費（不動産の取得に関する経費、研究機関の施設及び海外オフィス等維持のための経費）
・研究機関で通常備えが必要な設備備品・事務用品を購入する経費
・委託業務遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
・会議費でのアルコール飲料代
・学会等の懇親会費
・自己都合（研究機関の都合による場合を含む）による旅費や会場借料等のキャンセル料
・本委託業務とは関係のない経費
・その他、間接経費を使用することが適切な経費

（２）間接経費

間接経費は、当該委託業務の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、受託機関が使用する経費です。「業務実施経費」の 30%（端数が生じた場合、１円未満を切り捨てとした額）に相当する額が間接経費として措置されます。

間接経費の使途は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年４月 20 日　競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ／平成 26 年５月 29 日改正）にて示されている「間接経費の主な使途の例」を参考として、所属機関（受託機関）の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

（３）再委託

受託機関は、委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはなりません。

ただし、委託業務の履行のために真にやむを得ない理由があり、かつ委託費の原則30%の範囲内である場合において、受託機関からの申請により振興会理事長が認めたものについては、受託機関の負担と責任において委託業務の一部を第三者に再委託することができます。

## ３．委託費の不正使用

本委託費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。実施者及び研究機関は法令等に従いこれを適正に使用する義務が課せられます。

研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年２月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年２月 18 日改正）の内容について遵守する必要があります。

実施者が不正使用等を行った場合に、日本学術振興会がとる措置の内容は別添２の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月６日規程第 19 号、平成 30 年３月 31 日改正）の第 16 条（措置の内容）に規定しています。

## ４．研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年６月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本委託業務により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該委託業務の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用など積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」
（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成 27 年６月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
○競争的資金における使用ルール等の統一について
（平成 29 年４月 20 日改正　競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）
http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf
○「大学連携研究設備ネットワーク事業」
https://chem-eqnet.ims.ac.jp/

## ５．博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第３期、第４期及び第５期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の２割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年９月 15 日　中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源によるＲＡ（リサーチ・アシスタント）雇用やＴＡ（ティーチング・アシスタント）の充実を図ること、博士課程（後期）学生のＲＡ雇用及びＴＡ雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本委託業務実施の際に、博士課程（後期）学生をＲＡ・ＴＡとして雇用する必要がある場合には、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。（当該学生が、他制度によりＲＡ・ＴＡとしての給与を受けている場合であっても、他制度及び研究機関で差し支えがなく、本業務と他制度での業務について重複せず適正に労働時間を区別できるのであれば、雇用することが可能です。）

## ６．若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。

これを踏まえ、本委託業務に採択され、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

## ７．安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊

兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※　現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の２つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を御参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
  http://www.meti.go.jp/policy/anpo/
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
  http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
  http://www.cistec.or.jp/index.html
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
  http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

別添２

# 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程

平 成 １ ８ 年 １ ２ 月 ６ 日
規　程　第　１　９　号
（＊「不正使用等への対応に関する規程」は平成 20 年 3 月 28 日規程第 3 号により制定）
改正　平成２５年３月１３日規程第４号
改正　平成２７年４月１日規程第３号
改正　平成２８年３月３１日規程第３５号
改正　平成２９年８月８日規程第３４号
改正　平成３０年３月３１日規程第４０号

（趣旨）

第１条　科学研究における不正行為や研究者等による競争的資金等の不正使用等は、科学を冒涜し、その発展を妨げるものであるとともに、人々の科学への信頼を揺るがし、貴重な国費を浪費するものである。その観点から、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成２６年８月２６日文部科学大臣決定）（以下、「研究活動のガイドライン」という。）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定。平成２６年２月１８日改正）（以下、「管理・監査のガイドライン」という。）及び「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成１７年９月９日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて、振興会の担う業務に応じて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」で定められたもののほか、次の各号のとおりとする。

（１）「研究資金」とは、振興会が交付する全ての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。

（２）「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、そのうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。

（３）「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

（４）「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。

（５）「組織としての管理責任の履行」とは、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」が示す、特定不正行為及び不正使用に対応するため研究機関が行う適切な管理体制の整備をいう。

（対象となる研究活動）

第３条　対象となる研究活動は、研究資金の配分により行われる全ての研究活動とする。

（対象となる研究者等）

第４条　対象となる研究者等は、研究資金の交付を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

（対象となる研究機関）

第５条　対象となる研究機関は、研究資金の交付を受けている研究者等が所属する研究機関又は研究資金を受けている研究機関とする。

（告発等の受付）

第６条　特定不正行為又は不正使用等に関する告発又は告発の意思を明示しない告発に関する相談等（以下、「告発等」という。）は、原則として、被告発者が所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究機関（被告発者が振興会特別研究員の場合は当該者が専ら研究活動を行う受入れ研究機関とする。以下同じ。）が受け付ける。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発等を行う者（以下、「告発者等」という。）からの告発等を受け付けることができる。

（告発等受付窓口の設置）

第７条　振興会は、第６条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を監査・研究公正室に設置し、以下により告発等を受け付ける。

（１）告発等は、書面、電話、ＦＡＸ、電子メール又は面談により受け付ける。

（２）監査・研究公正室は、告発等があったとき、告発者等の所属・氏名・連絡先、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為又は不正使用等の態様、特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発等の有無、告発者等が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者等に対し第２０条の内容を伝達する。

（３）告発等が監査・研究公正室以外の部課室にあったときは、当該部課室は速やかに監査・研究公正室に連絡する。

（４）監査・研究公正室は、受け付けた告発等に係る研究資金の種別に応じて、当該告発等の内容を当該研究資金担当課に連絡する。

（告発等の移送）

第８条　振興会は、告発等がなされた事案に関する研究資金の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるときは、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者等にこの旨通知する。

（告発等の取扱い）

第９条　告発等の取扱いは、次のとおりとする。

（１）振興会は、原則として、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為の態様が明示され、かつ特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠が示されている告発等のみを受理する。

（２）振興会は、特定不正行為については、原則として顕名による告発等のみを受理する。ただし、匿名の告発等によるものであっても、その内容に応じ、顕名の告発等による場合に準じた取扱いをすることができる。

（３）振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティにより特定不正行為又は不正使用等の疑いが指摘された場合には、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

（４）振興会は、受け付けた告発等について、振興会が当該告発等に係る事案の調査・事実確認（以下、単に「調査」という。）を行うべき機関に該当しないときは、第１１条第１項に規定する調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付し、回付された研究機関に対して当該研究機関に告発等があったものとして当該告発等を取り扱うよう通知する。また、ほかにも調査機関が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発等について通知する。

（告発者等・被告発者の秘密保持）

第１０条　振興会は、告発者等、被告発者、告発等の内容及び当該告発等に係る事案の調査の内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。

２　前項の規定にかかわらず、振興会は、調査事案が漏えいした場合、告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中の調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は要しない。

（告発等に係る事案の調査）

第１１条　告発等に係る事案については、原則として現に被告発者が所属する研究機関若しくは告発等をされた事案に係る研究活動を行った際に所属していた研究機関又は被告発者が当該告発等をされた事案に係る研究活動を行っていた研究機関（以下、「調査機関」という。）が調査を実施する。

２　振興会は、調査機関から調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、当該調査機関における調査が適切に実施されるよう、必要に応じて指示を行うとともに、速やかにその事案の全容を解明し、調査

を完了させるよう要請する。

３　被告発者が調査開始のとき及び告発等をされた事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、第１項に規定する調査機関による調査の実施が極めて困難であると振興会が認める場合は、当該事案に係る研究資金担当課が第１項の調査を実施する。

４　前項に規定する調査に関し必要な事項については、別に定める。

（調査中等における一時的措置）

第１２条　振興会は、被告発者に対し、調査機関による調査結果の報告を受けるまでの間又は前条第３項に規定する調査の結果が確定するまでの間、当該事案に係る研究資金の執行停止を命ずることができるほか、被告発者に交付決定した当該事案に係る研究資金の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている研究資金の採択の決定又は交付決定を保留することができる。

２　前項に限らず、振興会は、特定不正行為又は不正使用等の一部が認定された場合、又は被告発者が自らの責任を果たさないことにより調査結果の報告が遅延している場合は、被告発者に係る研究資金について採択又は交付決定の保留、交付停止、関係機関に対する執行停止の指示等を命ずることができる。

（特定不正行為若しくは不正使用等が認定された者又は組織としての管理責任が履行されていない研究機関に対する措置）

第１３条　次の各号の場合、理事長はただちに必要な措置を執る。

（１）調査の結果、特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合

（２）調査機関が、振興会が所管する競争的資金に係る告発等の最終報告書を次のイからハで定める期限内に提出しない場合

イ　特定不正行為に係る調査においては当該調査機関の規程等を踏まえた調査期限内

ロ　不正使用に係る調査においては告発等を受け付けた日から２１０日以内

ハ　イ、ロに限らず、報告書遅延に合理的な理由があると振興会が認めた場合は、別に設けた期限内

（３）文部科学省が、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件について、その履行が認められないと判断した場合

（４）文部科学省が、「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は研究機関における体制整備の不備による不正使用と認定した場合

（特定不正行為が認定された者に対する措置を検討する体制等）

第１４条　特定不正行為があったと認定された場合、理事長は、研究活動の特定不正行為に係る対応措置を検討する委員会（以下、「検討委員会」という。）に対し、対応措置の検討を求める。

２　理事長は、検討委員会が調査機関等の認定に基づき、当該被認定者に対して執るべき措置について検討した結果の報告を受けて措置を決定する。なお、当該被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

３　検討委員会の所掌事務及び組織等については、別に定める。

（措置の対象者）

第１５条　措置の対象者は次の各号のとおりとする。

（１）特定不正行為に関する措置の対象者は、次のイからロのとおりとする。

イ　特定不正行為に関与したと認定された者

ロ　特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う者として認定された著者

（２）不正使用等に関する措置の対象者は、次のイからハのとおりとする。

イ　不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ロ　偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者

ハ　不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という。）に違反して使用を行った研究者

（措置の内容）

第１６条　理事長が第１３条第１号で執る措置の内容は、次のとおりとする。

（１）事案に応じて、当該研究資金の交付決定を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。

（２）措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

（３）措置の対象者に交付している研究資金がある場合、当該研究資金制度の定めに基づき、未使用の研究資金について返還させる。

（４）措置の対象者に対し、一定の期間、研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、特定不正行為の場合は別表１、不正使用等の場合は別表２に定める期間とする。

（５）前号の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る補助金等を交付しない期間等については別に定める。

２　理事長は、第１３条第２号から第４号で執る措置として、「研究活動のガイドライン」又は「管理・監査のガイドライン」の定めるところにより、競争的資金の間接経費措置額の削減又は配分の停止を行う。

（対象研究資金以外のものに係る特定不正行為及び不正使用等）

第１７条　振興会は、本規程が対象とする研究資金に加え、次の各号において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しない。

（１）国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

（２）前号に該当するものを除く「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」対象制度
（３）「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

（措置の通知、報告）
第１８条　振興会は、決定した措置及びその対象者等について、告発者等、措置の対象者及び対象研究機関、並びに措置の対象者が所属する研究機関に通知する。
２　振興会は、決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

（措置内容の公表）
第１９条　振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表する。

（悪意に基づく告発等への対応）
第２０条　振興会は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者等の氏名の公表、刑事告発等を行うことができる。

（措置と訴訟との関係）
第２１条　措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、措置を行うための合理的かつ客観的な根拠が確認された場合は、訴訟の結果を待たずに措置を行うことができる。
２　措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、措置内容の一部又は全てを撤回するものとする。
３　前項において、研究資金の返還がなされていた場合は、措置の対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

（措置内容等の公募要領等への記載）
第２２条　振興会は、特定不正行為若しくは不正使用等を行った又は組織としての管理責任の履行を怠った場合にとる措置の内容及び措置の対象となる研究者等の範囲について、あらかじめ研究資金の公募要領及び委託契約書（附属資料を含む。）等に記載し、研究者等及び研究機関に周知する。

（雑則）
第２３条　本規程に定めるもののほか、振興会の特定不正行為又は不正使用等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成１８年規程第１９号）
この規程は、平成１８年１２月６日から施行する。

附　則（平成２５年規程第４号）

１　この規程は、平成２５年３月１３日から施行する。

２　平成２５年４月１日よりも前に不正使用を行った者に対する振興会の所管するすべての研究資金を交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次の範囲内で不正使用の内容を勘案し相当と認められるものとする。

（１）研究資金により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は１～２年間

（２）（１）を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は１～３年間

（３）研究等に関連しない用途に使用した場合は１～４年間

（４）虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は１～４年間

（５）（１）から（４）にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は５年間

３　この規程の施行日から平成２５年３月３１日までの間、第７条中「総務企画部」とあるのは、「総務部」と読み替えるものとする。

４　競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程（平成２０年規程第３号）は廃止する。

附　則（平成２７年規程第３号）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

２　第１２条第２項、第１３条第２号及び第１７条第２号、第３号は、不正使用においては、平成２６年４月１日以降に配分した研究資金を対象とし、特定不正行為においては、平成２７年４月１日以降に配分した研究資金を対象とする。

附　則（平成２８年規程第３５号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第３４号）

この規程は、平成２９年８月８日から施行する。

附　則（平成３０年規程第４０号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

別表１（第１６条第１項第３号特定不正行為関係）

<table>
<tr><th colspan="3">措置の対象者</th><th>特定不正行為の程度</th><th>交付しない期間</th></tr>
<tr><td rowspan="4">特定不正行為に関与した者</td><td colspan="2">１．研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>１０年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２．特定不正行為があった研究に係る論文等の著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>５～７年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>３～５年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td colspan="2">３．１．及び２．を除く特定不正行為に関与した者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為があった研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>１～２年</td></tr>
</table>

別表２（第１６条第１項第３号不正使用等関係）

<table>
<tr><td>措置の対象者</td><td colspan="2">不正使用の程度</td><td>交付しない期間</td></tr>
<tr><td>Ⅰ　不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者</td><td colspan="2">１．個人の利益を得るための私的流用</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ　不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者</td><td rowspan="3">２．<br>１．以外</td><td>① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの</td><td>５年</td></tr>
<tr><td>② ①及び③以外のもの</td><td>２～４年</td></tr>
<tr><td>③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの</td><td>１年</td></tr>
<tr><td>Ⅲ　偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者</td><td colspan="2">－</td><td>５年</td></tr>
<tr><td>Ⅳ　不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者</td><td colspan="2">－</td><td>善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限２年、下限１年</td></tr>
</table>

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

（１）上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。

（２）上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。